

○厚生労働省令第三百三十一号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第一百十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(第一種再生医療等技術) 第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 遺伝子を導入若しくは改変する操作を行った細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(第一種再生医療等技術) 第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 遺伝子を導入する操作を行った細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三・四 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。